



# 金沢市公報

第 2 4 7 8 号 の 3

平成17年(2005年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
包括外部監査契約の締結について(行政経営課)	1
平成17年度の固定資産の価格等を固定資産課 税台帳に登録したことについて (資産税課)	2
地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民参画課)	2
計量器の定期検査の実施について( " )	2
平成17年度の国民健康保険料の料率等につ いて (保険年金課)	2
平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織 する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について( " )	3
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支 援事業者の指定について ( " )	4
身体障害者福祉法の規定に基づく更生医療を 担当させる医療機関の指定について ( " )	4
身体障害者福祉法の規定に基づく更生医療を 担当させる医療機関の指定の辞退について ( " )	4
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指	

定について (地域保健課)	5
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について ( " )	5
都市計画の決定について (都市計画課)	5
市道の路線の認定について (道路管理課)	7
市道の路線の変更について ( " )	8
市道の区域の決定について ( " )	8
道路の供用の開始について ( " )	8
専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供す る道路の指定について ( " )	9
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境保全課)	9
金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局)	10
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課)	10
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	11
下水道排水設備工事事業者の指定について ( " )	11
平成17年度の下水道事業受益者負担金の賦課 対象区域について (建 設 課)	11

## 告 示

### ●金沢市告示第118号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 契約の期間の始期  
平成17年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所  
林 幹二  
金沢市笠舞本町1丁目2番36号

## 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払。ただし、必要に応じ、概算払をすることができる。

## ●金沢市告示第119号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成17年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

## ●金沢市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
中屋町会	代表者の氏名 及 び 住 所	中川 健治 金沢市中屋町東97番地3	茶谷 良弘 金沢市中屋町西39番地	平成17年 1月1日
夕日寺町町会	事 務 所 の 所 在 地	金沢市夕日寺町ホ163番甲地	金沢市夕日寺町ホ29番地1	平成17年 1月10日
御所町一丁目 町会	代表者の氏名 及 び 住 所	山口 総一郎 金沢市御所町1丁目159番地	中谷 秀夫 金沢市御所町1丁目109番地	平成17年 3月6日

## ●金沢市告示第121号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

## 1 定期検査を行う区域

浅野川小学校、浅野町小学校、朝日小学校、粟崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、菊川町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀川小学校、材木町小学校、新野町小学校、大徳小学校、田上小学校、俵小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、馬場小学校、東浅川小学校、不動寺小学校、味噌蔵町小学校、三谷小学校、南小立野小学校、明成小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域

## 2 対象となる特定計量器

質量計

## 3 定期検査を行う期間

平成17年5月9日から平成18年3月31日まで

## 4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

## ●金沢市告示第122号

平成17年度の金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第7項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 基礎賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の732
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年29,640円
  - (3) 世帯別平等割 1世帯につき年30,000円
- 2 基礎賦課額から減額する額
  - (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年20,748円
    - イ 1世帯につき年21,000円
  - (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年14,820円
    - イ 1世帯につき年15,000円
  - (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年5,928円
    - イ 1世帯につき年6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の168
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円
  - (3) 世帯別平等割 1世帯につき年5,520円
- 4 介護納付金賦課額から減額する額
  - (1) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第1号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年6,636円
    - イ 1世帯につき年3,864円
  - (2) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第2号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年4,740円
    - イ 1世帯につき年2,760円
  - (3) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第3号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年1,896円
    - イ 1世帯につき年1,104円

## ●金沢市告示第123号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

表湯涌地区の項中「、茅原町、七曲町」を削り、同表浅川地区の項中「東荒屋町」の次に「、茅原町、七曲町」を加える。

## ●金沢市告示第124号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	耳鼻咽喉科	宮 永 路 子	平成17年3月16日
映寿会みらい病院	金沢市鞍月東1丁目9番地	内 科	藤 井 保 治	平成17年3月16日
映寿会みらい病院	金沢市鞍月東1丁目9番地	内 科	土 屋 晴 生	平成17年3月16日

## ●金沢市告示第125号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	耳鼻咽喉科	木村 恭之	平成17年1月1日

●金沢市告示第126号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種 類
創裕会ワークスタジオ藍	(1) 事業所番号 17201100055123 (2) 事業所の名称及び所在地 創裕会ワークスタジオ藍 金沢市三口新町3丁目6番1号 作田ビル1階	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 創裕会 金沢市みどり2丁目1番地1 市営住宅 H4棟3-11号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 浦嶋 政彦 金沢市別所町ラ55番地41	平成17年 4月1日	デイサー ビス

●金沢市告示第127号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当させる医療機関として次の医療機関を指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の2の規定により告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
アイリス薬局	金沢市西念2丁目36番5号	株式会社 シュウトク 代表取締役 郡司 篤子	平成17年3月16日
あおい薬局	金沢市上安原町100街区5番地1	谷 千恵子	平成17年4月1日
クスリのアオキ 鞍月薬局	金沢市鞍月5丁目77番地	株式会社 クスリのアオキ 代表取締役 青木 保外志	平成17年4月1日

●金沢市告示第128号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第3項の規定により、次の医療機関から同法第19条の2第1項により指定された更生医療指定医療機関を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の5の規定により告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
キタジマ薬局	金沢市問屋町2丁目64番地	北嶋 浩成	平成16年12月31日

アイリス薬局	金沢市西念2丁目36番5号	株式会社 シュウトク 代表取締役 郡司 篤子	平成17年2月28日
--------	---------------	---------------------------	------------

## ●金沢市告示第129号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
荒木薬局	金沢市福久1丁目123番地1	荒木 久男	平成17年3月22日
トモコ薬局	金沢市笠舞3丁目2番30号	有限会社 トモコ・メディカル・ エージェンシー 取締役 船崎 外茂子	平成17年3月22日
上川医院	金沢市大手町9番13号	医療法人 まんまる 理事長 上川 吉彦	平成17年4月1日
ママBBクリニック	金沢市木越町ト5番地1	医療法人社団 ママBBクリニッ ク 理事長 松山 毅	平成17年4月1日

## ●金沢市告示第130号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
小坂小児科医院	金沢市大樋町1番1号	小坂 登志喜	平成17年3月31日
上川医院	金沢市大手町9番13号	上川 吉彦	平成17年3月31日
ママBBクリニック	金沢市木越町ト5番地1	松山 毅	平成17年3月31日

## ●金沢市告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画 高度地区	金沢市青草町、暁町、油車、粟崎町1丁目、池田町1番丁、池田町2番丁、池田町3番丁、池田町4番丁、池田町立丁、泉野出町1丁目、泉野出町2丁目、泉野出町3丁目、泉野出町4丁目、泉野町1丁目、泉野町2丁目、泉野町5丁目、泉本町2丁目、糸田1丁目、茨木町、上野本町、畝田東1丁目、鱗町、永安町、駅西新町1丁目、枝町、円光寺1丁目、円光寺本町、大手町、大野町1丁目、大野町2丁目、大野町3丁目、押野3丁目、尾張町1丁目、柿木島、笠舞1丁目、笠舞2丁目、笠舞本町1丁目、笠舞本町2丁目、主計町、片町1丁目、金石西2丁目、金石西3丁目、金石西4丁目、金石東2丁目、金石東3丁目、上荒屋2丁目、上荒屋3丁目、	金 沢 市 都市整備局 都市計画課

上荒屋4丁目、上荒屋6丁目、上荒屋7丁目、上荒屋8丁目、上近江町、上柿木畠、押野2丁目、押野3丁目、川岸町、兼六元町、香林坊1丁目、幸町、桜町、里見町、材木町、下石引町、下近江町、下柿木畠、下堤町、下本多町5番丁、下本多町6番丁、下松原町、新神田1丁目、新竪町3丁目、新保本1丁目、新保本2丁目、十間町、十三間町、十三間町中丁、城南1丁目、城南2丁目、杉浦町、田井町、高島町、竪町、玉井町、玉鉾3丁目、玉鉾5丁目、玉鉾町、大工町、寺町2丁目、東力1丁目、東力3丁目、東力4丁目、富樫1丁目、富樫2丁目、富樫3丁目、飛梅町、長坂2丁目、西金沢3丁目、西金沢4丁目、西金沢5丁目、西町3番丁、西町4番丁、西町藪ノ内通、額新保2丁目、額新保3丁目、額新町1丁目、額新町2丁目、花里町、博労町、広坂1丁目、伏見新町、平和町1丁目、保古2丁目、保古町、馬替3丁目、水溜町、三口新町、三口新町2丁目、三口新町4丁目、三ツ屋町、緑が丘、南御所町、元町1丁目、矢木1丁目、矢木2丁目、柳町、弥生3丁目、弓取町、八日市1丁目、八日市2丁目、八日市3丁目、八日市4丁目、八日市5丁目、横川1丁目、横川2丁目、横川4丁目、横山町、米丸町及び涌波3丁目の全部並びに赤土町、浅野本町、浅野本町1丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、荒屋1丁目、荒屋町、有松1丁目、有松2丁目、有松3丁目、有松4丁目、有松5丁目、粟崎町、粟崎町2丁目、粟崎町3丁目、粟崎町4丁目、石引1丁目、石引2丁目、石引3丁目、石引4丁目、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、泉が丘1丁目、泉が丘2丁目、泉野町4丁目、泉野町6丁目、泉本町1丁目、泉本町3丁目、泉本町4丁目、出雲町、糸田2丁目、糸田新町、今昭町、今町、入江1丁目、入江2丁目、入江3丁目、畝田中1丁目、畝田中2丁目、畝田中3丁目、畝田西1丁目、畝田西2丁目、畝田西3丁目、畝田西4丁目、畝田東2丁目、畝田東3丁目、畝田町、梅田町、駅西新町2丁目、駅西新町3丁目、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、駅西本町6丁目、円光寺2丁目、円光寺3丁目、扇町、大桑新町、大桑町、大友1丁目、大友2丁目、大友町、大額1丁目、大額2丁目、大額3丁目、大額町、大野町4丁目、大野町5丁目、大野町6丁目、大野町7丁目、大樋町、大河端町、押野1丁目、押野2丁目、尾山町、尾張町2丁目、笠市町、笠舞3丁目、春日町、堅田町、片町2丁目、桂町、金市町、金石北1丁目、金石北2丁目、金石北3丁目、金石北4丁目、上荒屋1丁目、上荒屋5丁目、上辰巳町、上中町、神野町、上安原町、上安原南、神谷内町、上若松町、観音堂町、観法寺町、菊川1丁目、菊川2丁目、木倉町、木越1丁目、木越2丁目、木越3丁目、北塚町、北森本町、北安江3丁目、北安江4丁目、北安江町、木の新保7番丁、京町、窪2丁目、窪3丁目、窪4丁目、窪5丁目、窪6丁目、窪7丁目、黒田2丁目、香林坊2丁目、小金町、小坂町、小将町、小立野1丁目、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野4丁目、小立野5丁目、此花町、小橋町、古府町、御所町、御所町2丁目、西念1丁目、西念2丁目、西念3丁目、西念4丁目、佐奇森町、桜田町、桜田町1丁目、桜田町2丁目、三社町、三十苅町、四十万3丁目、四十万4丁目、四十万5丁目、四十万6丁目、しじま台1丁目、しじま台2丁目、四十万町、昌永町、昭和町、白菊町、新神田2丁目、新神田3丁目、新神田4丁目、新神田5丁目、新保本5丁目、寺中町、十一屋町、神宮寺1丁目、神宮寺町、末町、千木1丁目、千木町、専光寺町、千日町、太陽が丘1丁目、高尾1丁目、高尾2丁目、高尾3丁目、高岡町、高尾台1丁目、高尾台2丁目、高尾台3丁目、高尾台4丁目、高尾町、高尾南1丁目、高尾南2丁目、高尾南3丁目、高島1丁目、高島2丁目、高島3丁目、高柳町、宝町、田上1丁目、田上新町、田上町、辰巳町、玉川町、玉鉾1丁目、玉鉾2丁目、玉鉾4丁目、大和町、近岡町、中央通町、塚崎町、土清水1丁目、土清水2丁目、土清水3丁目、寺地1丁目、寺地2丁目、寺町1丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、天神町1丁目、天神町2丁目、東力町、直江町、中川除町、中村町、長坂1丁目、長



	坂3丁目、長坂台、長土堀1丁目、長土堀2丁目、長土堀3丁目、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、七ツ屋町、鳴和1丁目、鳴和2丁目、鳴和台、鳴和町、西泉1丁目、西泉2丁目、西泉3丁目、西泉4丁目、西泉5丁目、西泉6丁目、西大桑町、西金沢1丁目、西金沢2丁目、西金沢新町、錦町、二宮町、額乙丸町、額新保1丁目、額谷1丁目、額谷3丁目、額谷町、野田町、野町1丁目、野町2丁目、野町3丁目、野町4丁目、橋場町、光が丘1丁目、光が丘2丁目、光が丘3丁目、東兼六町、東長江町、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、疋田1丁目、疋田2丁目、疋田町、彦三町1丁目、彦三町2丁目、久安1丁目、久安2丁目、久安3丁目、久安4丁目、久安5丁目、久安6丁目、瓢箪町、広岡1丁目、広岡2丁目、広岡3丁目、福久町、福増町、伏見台1丁目、伏見台2丁目、伏見台3丁目、普正寺町、藤江北1丁目、藤江北2丁目、藤江北3丁目、藤江北4丁目、二ツ屋町、平和町2丁目、平和町3丁目、法光寺町、芳斉1丁目、芳斉2丁目、法島町、保古1丁目、保古3丁目、堀川町、本多町1丁目、本多町2丁目、本多町3丁目、本町1丁目、本町2丁目、馬替2丁目、間明町1丁目、間明町2丁目、増泉1丁目、松寺町、松村1丁目、松村2丁目、松村4丁目、松村5丁目、松村6丁目、松村7丁目、松村町、大豆田本町、丸の内、三池町、三浦町、御影町、三口新町1丁目、三口新町3丁目、三口町、みどり1丁目、みどり2丁目、みどり3丁目、南四十万1丁目、南四十万2丁目、南四十万3丁目、南新保町、南塚町、南森本町、南安江町、弥勒町、三馬1丁目、三馬2丁目、三馬3丁目、武蔵町、無量寺町、本江町、元町2丁目、百坂町、森戸2丁目、森山1丁目、森山2丁目、諸江町、矢木3丁目、薬師堂町、安江町、柳橋町、山科1丁目、山科2丁目、山科3丁目、山の上町、弥生1丁目、弥生2丁目、八日市出町、横川3丁目、横川5丁目、横川6丁目、横枕町、吉原町、米泉町、六枚町、若草町、若松町、涌波1丁目、涌波2丁目、涌波4丁目、涌波町及び割出町の各一部	
--	--	--

●金沢市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年4月1日

金 沢 市 長      山      出      保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
127	1級幹線127号田上・館町線	田上第5土地区画整理事業地内30街区4-2番先から田上本町土地区画整理事業地内23街区6番先まで	
366	2級幹線366号別所・天池線	三小牛町ナ1番2先から天池町式字230番1先まで	
1108	本町1丁目線11号	本町1丁目419番1先から本町1丁目457番先まで	
1114	三社町線14号	三社町82番18先から三社町82番22先まで	
1130	長町3丁目線13号	長町3丁目582番1先から長町3丁目585番1先まで	
3516	弓取16号諸江町下丁線31号	諸江町下丁125番3先から諸江町下丁125番6先まで	
3516	弓取16号諸江町下丁線32号	諸江町下丁209番5先から諸江町下丁209番3先まで	
3717	鞍月17号近岡町線40号	近岡町163番1先から近岡町163番5先まで	
4115	米丸15号間明町2丁目線15号	間明町2丁目90番1先から間明町2丁目90番5先まで	
4115	米丸15号間明町2丁目線16号	間明町2丁目80番2先から間明町2丁目80番1先まで	
4617	犀川17号中戸町線2号	中戸町口128番4先から中戸町口127番6先まで	
4918	浅川18号田上町線8号	田上第5土地区画整理事業地内16街区10番先から田上第5土地区画整理事業地内16街区11番先まで	

4920	浅川20号田上本町線 8号	田上本町土地区画整理事業地内15街区 9番先から田上本町土地区画整理事業地内11街区13番先まで
------	---------------	--

●金沢市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1119	旧	武蔵町線 3号	武蔵町 198番 先から	
			武蔵町 233番 先まで	
	新		武蔵町 606番 先から	
			武蔵町 233番 先まで	
3111	旧	安原11号下安原町線 4号	下安原町 西 1053番 先から	
			下安原町 西 290番 先まで	
	新		下安原町 西 1269番 3先から	
			下安原町 西 290番 先まで	

●金沢市告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅員 (m)	延長 (m)
一級幹線	1 級幹線127号田上・館町線	18.0 ~ 19.0	413
二級幹線	2 級幹線366号別所・天池線	11.5 ~ 36.5	2,180
一般市道	本町 1 丁目線11号	9.0 ~ 10.1	64
一般市道	三社町線14号	6.0	54
一般市道	武蔵町線 3号	3.6 ~ 7.0	163
一般市道	長町 3 丁目線13号	1.8 ~ 2.8	71
一般市道	安原11号下安原町線 4号	5.1 ~ 6.0	646
一般市道	弓取16号諸江町下丁線31号	5.0	35
一般市道	弓取16号諸江町下丁線32号	5.0	34
一般市道	鞍月17号近岡町線40号	5.0	26
一般市道	米丸15号間明町 2 丁目線15号	5.0	59
一般市道	米丸15号間明町 2 丁目線16号	5.0	21
一般市道	犀川17号中戸町線 2号	5.0	34
一般市道	浅川18号田上町線 8号	8.0	46
一般市道	浅川20号田上本町線 8号	16.0 ~ 17.0	576

●金沢市告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年4月1日から同月15日まで



で一般の縦覧に供します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
1級幹線127号田上・館町線	田上第5土地区画整理事業地内30街区4-2番先から田上本町土地区画整理事業地内23街区6番先まで	平成17年4月11日
2級幹線366号別所・天池線	三小牛町ナ1番2先から天池町式字230番1先まで	平成17年4月1日
三社町線14号	三社町82番18先から三社町82番22先まで	〃
長町3丁目線13号	長町3丁目582番1先から長町3丁目585番1先まで	〃
安原11号下安原町線4号	下安原町西1269番3先から下安原町西290番先まで	〃
弓取16号諸江町下丁線31号	諸江町下丁125番3先から諸江町下丁125番6先まで	〃
弓取16号諸江町下丁線32号	諸江町下丁209番5先から諸江町下丁209番3先まで	〃
鞍月17号近岡町線40号	近岡町163番1先から近岡町163番5先まで	〃
米丸15号間明町2丁目線15号	間明町2丁目90番1先から間明町2丁目90番5先まで	〃
米丸15号間明町2丁目線16号	間明町2丁目80番2先から間明町2丁目80番1先まで	〃
犀川17号中戸町線2号	中戸町口128番4先から中戸町口127番6先まで	〃
浅川18号田上町線8号	田上第5土地区画整理事業地内16街区10番先から田上第5土地区画整理事業地内16街区11番先まで	平成17年4月11日
浅川20号田上本町線8号	田上本町土地区画整理事業地内15街区9番先から田上本町土地区画整理事業地内11街区13番先まで	〃

●金沢市告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第3項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 指定する道路の路線名

長町3丁目線13号

2 指定する期日

平成17年4月1日

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、平成17年4月1日に次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所
1	徳野設備工業株式会社	金沢市神宮寺2丁目5番3号
2	アムズ株式会社	金沢市西泉3丁目92番地
4	木谷薬品工業株式会社	金沢市新保本2丁目541番地
5	日本浄化槽株式会社	金沢市玉鉾5丁目50番地
6	株式会社 北陸小松サービス	金沢市長田本町チ15番地1
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地
8	ニッコー株式会社	白山市相木町383番地
9	石川環境設備株式会社	金沢市横川5丁目258番地

11	北陸総合ビル管理株式会社	金沢市新保本4丁目26番地1
12	大環境エンジニアリング株式会社	金沢市玉鉾2丁目167番地2
13	金沢環境管理株式会社	金沢市増泉3丁目17番1号
14	株式会社 金沢浄化槽サービス	金沢市扇町6番25号
15	株式会社 西原ネオ	東京都港区芝浦3丁目6番18号
16	金沢市清掃株式会社	金沢市東力2丁目47番地48番地
17	有限会社 加賀商工	金沢市粟崎町ホ110番地35
18	株式会社 金沢環境サービス公社	金沢市御影町23番10号
19	北陸日化サービス株式会社	金沢市玉鉾5丁目50番地
21	株式会社 オキシー	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地
22	株式会社 施設管理	金沢市山科3丁目3番3号
23	吉川浄化槽サービス	金沢市矢木3丁目20番地5
24	株式会社 石川住宅管理	金沢市福久町八22番地2
25	石川総合管理株式会社	金沢市畝田西3丁目187番地
28	株式会社 クォードコーポレーション	福井県福井市中荒井町第5号5番地
32	有限会社 リリーフ	金沢市東力2丁目120番地

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成17年4月1日

金沢市長 山 出 保

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第11号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成17年4月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成17年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 田上町、田上1丁目及び田上新町の各一部
  - (2) 大桑町、未町、土清水2丁目、館山町、永安町、西大桑町、大桑第3土地区画整理事業地及び野田土地区画整理事業地の各一部
  - (3) 観音堂町、松村7丁目、吉原町、弥勒町、福久町、八田町、堅田町、畝田西3丁目及び金沢西部第2土地区画整理事業地の各一部
  - (4) 専光寺町及び中屋土地区画整理事業地の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市東力町八272番地

名称 西部水質管理センター

- (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市湊3丁目5番地8

名称 臨海水質管理センター

- (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市下安原町東1301番地

名称 犀川左岸浄化センター

- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

## 公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により、平成17年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条の規定により公告します。

平成17年4月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
460	水元配管	鳳珠郡能登町字崎山4丁目191番地1

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により、平成17年4月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成17年4月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
462	水元配管	鳳珠郡能登町字崎山4丁目191番地1
463	有限会社 道村設備工業	河北郡内灘町大根布1丁目54番地

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第44号)第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成17年4月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

### 第3負担区

野田土地区画整理事業地、山科町及び山科1丁目の各一部

### 第4負担区

窪3丁目及び柳橋町の各一部

### 第5負担区

田上町、田上新町、田上1丁目、田上2丁目及び田上第5土地区画整理事業地の各一部

### 第6負担区

専光寺町、寺中町、諸江町及び大浦町の各一部

### 第7負担区

大桑町、大桑第3土地区画整理事業地、専光寺町、示野町、木曳野土地区画整理事業地、金沢西部第2土地区画整理事業地、松寺町、高柳町、三池高柳土地区画整理事業地、才田町、弥勒町、南森本町、福久町、吉原町、塚崎

町、未町及び辰巳町の各一部

●正 誤

平成5年3月25日付け金沢市公報号外第8号の2

頁	段	箇 所	誤	正
4	上	下から1行目	5年間	2年間

平成13年3月30日付け金沢市公報号外第11号の12

頁	箇 所
10	下から14行目

誤	
西部クリーンセンター所長	西部クリーンセンター

正	
西部クリーンセンター所長	西部クリーンセンター

平成17年(2005年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	120円		